

別添 1

クリエイティブ産業振興のための Web サイト構築及びデザインスクール実施業務 委託仕様書

佐賀県

1 事業名

クリエイティブ産業振興のための Web サイト構築及びデザインスクール実施業務

2 事業の趣旨

事業環境が急速に変化する状況の中、事業者が持続的に発展していくためにはブランド力向上やイノベーション創出による競争力強化が必要。当県では、クリエイターが持つ創造性を生かした「表現力」「課題解決力」を活用し、県内事業者の課題解決や付加価値向上に取り組むことで、競争力強化を図ることとしている。

一方で、県内事業者においては、デザインをはじめとするクリエイティブの活用や理解が十分であるとは言い切れない状況であり、また、県内のクリエイターについても、その存在を事業者にもっと認知してもらう必要がある状況である。

そこで、県内クリエイターの認知度向上や県内事業者のクリエイティブ利活用促進を目的とし、Web サイトを構築するとともに、デザインに関する学びの機会創出に取り組む。

3 委託業務

- (1) 県内クリエイターの認知度向上及び情報発信のための Web サイト制作及び運用・保守業務
 - (2) クリエイティブ利活用促進のためのデザインスクール開催業務
- ※ (1)(2)については、相乗効果が得られるように業務設計を行うこと。

4 業務内容

- (1) 県内クリエイターの認知度向上及び情報発信のための Web サイト制作及び運用・保守業務
次の①から④を満たす Web サイトを構築し、サイト完成後は運用保守を行うこと。

① Web サイトの構成・設計

ア Web サイトの構成

- ・何の情報があるか分かりやすく、見やすい構成、デザインであること。
- ・画像を効果的に使用し、視覚からユーザーの興味を引くよう工夫すること。また、コンテンツに応じて動画も掲載できるようにすること。
- ・県内クリエイターが分かりやすく紹介されること。
- ・県内事業者のデザイン利活用が促進されるようなコンテンツを作成すること。

イ Web サイトの名称等

- ・事業の趣旨を踏まえ、Web サイトの名称を提案すること。

- ・ Web サイトのバナーデザインを作成すること。なお、バナーサイズは県が指定するものを作成することとし、サイズ違いで3種類程度作成すること。

ウ コンテンツの内容

トップページは、サイトの趣旨や特徴が伝わるものとし、タブ等を設置することにより、分かりやすく以下コンテンツに到達できるようにすること。

- ・ 本事業のコンセプト
- ・ 県内クリエイター情報
- ・ 県内クリエイターと事業者との協業事例紹介
- ・ お知らせ(行政からのお知らせ、支援体制、補助金情報等コンテンツのリンク等を想定)
- ・ その他

エ Web サイトの設計

- ・ JIS X 8341-3:2016 AA 以上を準拠すること
- ・ IPA「安全なウェブサイトの作り方」を準拠すること
- ・ 既知の脆弱性への対応を行うこと

② コンテンツ制作・情報発信

ア 県内クリエイター情報

- ・ 県内クリエイター情報の一覧を作成し、それぞれ個別の紹介ページを作成すること。個別ページはクリエイターの写真、活動分野、プロフィール、ポートフォリオ、活動エリア等を想定する。なお、初年度の掲載想定件数は10-20件程度とし、クリエイターからの要望に応じて情報を更新すること。
- ・ 下記要件(※)を満たす県内クリエイターを選定しヒアリングを行い、掲載について働きかけること。掲載情報については、ヒアリングフォームを活用することで情報を一定程度標準化し見やすくすること。なお、クリエイターの選定については佐賀県と協議すること。

※「県内クリエイター」の要件

- ・ 佐賀県内に拠点があること。
- ・ 事業者の課題解決や付加価値向上に貢献した実績があり、今後も実施するもの
- ・ 1年以上の事業実績があること。
- ・ クリエイターの活動分野は、プロダクトデザイン、グラフィックデザイン、Webデザイン、映像作成等を想定する。

イ 県内クリエイターと事業者との協業事例紹介

- ・ 新商品開発や販路拡大等の事例を掲載することとし、初年度の掲載想定件数は5件程度とする。

- ・クリエイターと協業する県内事業者に対し、協業のメリットや意義等について取材し、その事例を紹介すること。取材先の選定については県と協議のうえ決定する。

ウ お知らせ

- ・利用規約、サイトマップ、プライバシーポリシー、コピーライト、外部関連サイトへのリンクバナーを想定する。
- ・更新頻度の高いコンテンツとなるので、CMS（コンテンツマネジメントシステム）の導入等により、県職員による更新が円滑にできるようにすること。なお、お知らせのページにおいては外部サイトへのリンクや画像挿入が可能とすること。

③ Web サイト制作及び運営管理

ア 令和6年12月20日までにwebサイトを公開し、令和7年2月20日までに県と協議したコンテンツの追加更新を図ること。

イ Webサイト全体を通じて、閲覧者がストレスを感じることがないように、分かりやすさ、見やすさ、表示速度を確保し、原則3クリック程度で欲しい情報が得られるものとする。

ウ PCやタブレット、スマートフォンなど、多様なデバイスからの閲覧にも最適な表示が可能なマルチデバイス対応を行うこと。その際、見やすさ、操作性及び表示速度を優先したデザインとすること。

エ サイト及び各カテゴリにSEO対策（サーチエンジン最適化）を行うこと。

オ Webサイトのドメインは「(未定).jp」とすること。なお、下記を条件として運用を管理すること。

- ・ Webサイトの廃止やURL変更に伴い使用していたドメインが不要になった場合は、すぐに放棄せず、当該ドメインを一定期間（5年以上とすることが望ましい）保持する。
- ・ Webサイトを移行（URL変更）した場合は、旧Webサイトへアクセスがあった際に後継となるWebサイト（後継サイトがない場合は終了を告知したページや団体トップページ等）へ一定期間（目安として1年以上）転送を行うことで、旧Webサイトが検索サイトの検索結果で上位に表示されないようにする。

カ 対応ブラウザ

Microsoft Edge 最新版、Google Chrome 最新版、Firefox 最新版、Safari 最新版で閲覧した場合、レイアウトやデザインの崩れがないこと。

キ 作業期間中のテスト環境

公開前まではテストサーバを別途準備して、デザインの調整・確認を行う。

④ サイトの運用・保守管理

サイトの運用・保守管理について、必要な対策等を適切に実施すること。また、既知の

脆弱性の監視を行い、新たな脆弱性が確認された際には、県と相談の上、速やかに対応を行うこと。

- ア 運用開始後、クエリエイター及び県からコンテンツ内容の更新依頼があった際は対応すること。
- イ 本システムへの不正侵入、システム停止や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ウ サーバー保守作業において、迅速なセキュリティパッケージのアップデートを行い、システムへの不正な侵入の可能性を未然に防止すること。
- エ ランサムウェア（金銭を要求する技術的脅威）によって同一ネットワーク上のデータが消失することがないように対策を講じること。
- ウ バックアップ
受託者は、バックアップ計画を策定し、バックアップ装置等を用いて導入するシステムの設定情報、データ等のバックアップを行い、データ損失の防止を図ると共に、サービス障害からの迅速な回復を可能とすること。
- エ 第三者によるサーバーへの不正アクセス等により、改ざんや消失、損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対応を講じるとともに本県担当者へ報告すること。

(2) デザイン経営やクリエイターとの協業促進のためのスクール開催業務

県内事業者のデザイン経営やクリエイターとの協業を促進するためのスクール（ワークショップや交流会を含む。以下、デザインスクールという。）を企画し実施すること。実施にあたっては、以下の①から③までを満たすこと。

① デザインスクールの趣旨

- ・ 企業の課題解決や付加価値向上のために、デザインの活用が有効であることについて理解を深める内容であること。
- ・ 「意匠や形」といった狭義のデザインだけでなく、課題解決としての広義のデザインを学ぶ場とすること。
- ・ 講師からの一方的な講義ではなく、参加者同士の対話を大切にし、共に考える学びの場とすること。
- ・ 事業者だけではなく、クリエイターや事業者支援を行う金融機関などにも参加を促す内容とすること。
- ・ 交流会については、県内事業者に対し、県内のデザイナーのことを知ってもらい、デザイナーが関わって制作した商品等を見てもらいながら、デザインについて語り、広くデザインの利活用の可能性を伝える内容とすること。

② デザインスクールの詳細

ア 対象者

県内事業者、県内クリエイター、事業者支援を行う金融機関や商工関係団体等

イ 参加者数

1回あたり30名程度を想定

ウ 開催日及び開催回数

受託者決定後～令和7年3月までに7回以上開催すること。なお、うち2回は交流会とする。開催日については県と協議の上決定すること。

エ 1回あたりの時間

2時間程度

オ 開催場所

公共交通機関へのアクセスがしやすい場所、または、駐車場の確保が可能な場所とすること。

カ 開催形態

対面を基本とし、その他必要に応じて県が認めた場合オンライン形式での実施とする。

キ 参加費

無料とすること。

ク アンケート

参加者、クリエイターに対し「デザインスクール」に関するアンケートを実施し、内容については事前に県の承認を得ること。

③ その他実施すべき事項

- ・講師の選定及び手配（謝金及び旅費の支払いを含む）
- ・デザインスクールの周知、広報、集客
- ・デザインスクール参加の申込受付、名簿等の作成
- ・参加者に対する参加方法の説明、各種連絡調整
- ・デザインスクールの開催に必要な会場、設備、機材等の準備
- ・デザインスクールの実施（当日の進行、運営、録画、配信等の業務含む）
- ・デザインスクール実施結果報告（受講者アンケートの実施及び集計を含む）の作成
- ・その他上記の企画、運営に係る業務全般

5 事業スケジュール (想定)

| フェーズ/業務内容 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月～3月 | |
|-----------------------|----|----|----|-----|-----|--------|--|
| Web サイト制作 (12月公開) | | | | | | | |
| ① 要件定義・設計フェーズ | | | | | | | |
| システム製造 | | | | | | | |
| ② 試験フェーズ | | | | | | | |
| 動作確認 | | | | | | | |
| ③ 移行フェーズ | | | | | | | |
| プログラム及びデータの移行 | | | | | | | |
| ④ 運用フェーズ | | | | | | | |
| システムの運用 | | | | | | | |
| ⑤ 保守フェーズ | | | | | | | |
| 運用保守 | | | | | | | |
| デザインスクール | | | | | | | |
| 内容設計、講師選定、調整 広報、募集 | | | | | | | |
| スクール開催 | | | | | | | |

6 完了報告等

受託者は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに業務の実施状況に関する完了報告書及び成果物を県産業政策課に提出し、検査を受けなければならない。

ア 業務実績報告書(デザインスクールに関する写真、アンケート集計含む)

イ web サイト制作に関する成果物

機能構造図

Web サイト全体機能関連図

個別システム単位の機能関連図

画面一覧

操作手順書

各種会議、打合せ議事録

ウ 形式等

書類(紙媒体)は、A4判縦長横書き両面を原則とし、日本語表記のもの2部(原本1部、複写1部)を提出すること。

書類(電子媒体)は、CD-R又は、DVD-Rにより1部提出すること(ファイルフォーマットは、Microsoft Office、Microsoft Project、Microsoft Visioに対応できるデータ形式)。

7 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで

8 契約保証金

当該契約に係る100分の10以上に相当する額。ただし、佐賀県財務規則第115条第3項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、または一部を減額して契約を締結する場合がある。

9 委託上限額

8,820,680円（消費税及び地方消費税を含む。）

10 代金の支払い方法

完了払とする。ただし、受託者からの請求があれば委託料の5分の4を限度として前金払いを可能とする。

11 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 情報の適正な管理に努めること。
- (2) 受託者は、事業の実施に当たっては、県産業政策課と十分に打合せを行い、承認のうえ行うこと。
- (3) 受託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、県産業政策課に協議を申し出ることができる。この場合、県産業政策課は、やむを得ないと判断した場合は、見積決定額の範囲内において仕様の変更に応じる。
- (4) その他、必要に応じて県産業政策課と協議を行うこと。
- (5) 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本業務の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て佐賀県に帰属するものとする。
- (6) 本件サイトの納品前に、アプリケーションおよびプラットフォームの脆弱性診断を行い、問題を解消した上で納品すること。
- (7) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。